

捕獲ネコ譲渡認定更新手続きの流れ

申請書及び その他書類提出 (持込み・郵送)

- ・譲渡対象者認定更新申請書
- ・※個人終生飼育者は(飼育者)の様式(第8号)、譲渡目的の個人又は団体は(譲渡団体)の様式(第9号)で提出
- ・誓約書(第3号又は第4号)
- ・飼育場所(部屋等)の概要 ※以前と変更がある場合のみ
- ・認定証
- ・(譲渡目的の方のみ)認定者以外で一時的に譲渡個体を協力する者がいる場合は、その名簿及び飼育場所(部屋等)の概要、誓約書(第10号)

認定

- ・奄美大島ねこ対策協議会で確認後、認定を行う。
- ・認定後、新しい認定書を郵送する。

1. 「奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画」及び「捕獲ネコ譲渡要領」を必ずお読みいただき、確認をお願いします。
2. **申請書、誓約書を必ずお読みください。**
要領及び誓約書の事項を守っていただける方のみ認定を行っていますので、認定後、誓約事項を守っていただけないと協議会が判断した方に関しては、認定を取り消す場合もありますのでご了承ください。
3. 譲渡目的の個人及び団体に関して、一時的に認定者以外が譲渡個体を預かる場合は、誓約書(第11号様式)、名簿及び各飼育場所(部屋等)の概要の提出をお願いします。